

美濃加茂市富加町中学校組合立双葉中学校 学校いじめ防止基本方針

H26. 4. 1 策定
H26. 9.18 改定
H29.10.18 改定
R4. 4. 1 改定
R5. 4. 1 改定
R6. 4. 1 改訂

はじめに

ここに定める「双葉中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題に対する具体的な方針及び対策を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法：第2条）

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促し、社会性や規範意識、思いやりの心とともに自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育み、人間尊重の気風みなぎる学校づくりを推進する。

(3) 学校及び職員の責務

「いじめは、どの学校・学級でも起こり得るものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ生徒はいない」という基本認識に立ち、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組む、自己肯定感、自己有用感や充実感を感じられる学校生活を送ることができるようにするために、保護者及び地域関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① いじめの未然防止(自己肯定感・自己有用感を育む取り組み)

- ・ 基礎学力の定着を図る授業づくり。

- ・思いやりの心（相手の思いを押し量る力）を育てる道徳科の授業実践。
- ・一人一人の生徒の自治力や自発力の伸長を図る学級・生徒会活動。
- ・思いやりや、協力、愛校心を育てる学校行事（体育祭・合唱祭・伝統を引き継ぐ会）。
- ・いじめ問題に関する職員研修。
- ・主幹教諭を核とした小学校と中学校の連携。
- ・学校と家庭、地域の連携。
- ・発達障がいや外国籍の生徒などの特性をふまえた支援・指導。
- ・「いじめ・不登校等未然防止事業」などの成果の活用。

②いじめの早期発見

- ・いじめの早期発見を意図した生徒に対するアンケート調査やハイパーQ Uの実施（年2回）。
- ・アンケート調査やハイパーQ U検査の結果にもとにした教育相談の実施（年2回）。
- ・スクールカウンセラーや、相談員、養護教諭、教育相談主任を核とした教育相談。
- ・教師と生徒の温かい人間関係。
- ・必要とされる諸関係機関や専門家との連携。

③いじめに対する早期対応

学校の教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事案が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び加茂警察署等と連携して対処する。

④インターネットを通して行われるいじめに対する対策

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。
- ・あじさい小中学生サミットを受けて、情報モラルについての約束作りを話し合う機会を設ける。又は、それに替わる活動を行う。

⑤いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることとする。

○いじめに係わる行為が止んでいること。

いじめに係わる行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。

○被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

○いじめが解消した後も、継続的な見届けを行うと共に、保護者への連絡を確実に行う。

(2)いじめ未然防止対策委員会の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。法：第22条

<いじめ未然防止対策委員会の構成員>

学校職員：校長、教頭、主幹(教育相談コーディネーター)、教務主任、生徒指導主事、養護教諭

学校職員以外：保護者代表・学校評議員・主任児童委員・スクールカウンセラー等

※学校職員以外のメンバーについては、年間2回（6月・2月）または、緊急時及び重大事案の場合に招集する。

<活動>

①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

②いじめ防止に関すること。

③いじめ事案に対する対応に関すること。

④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

<開催>

各学期末1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。（週1回いじめ及び不登校に関わる生徒指導交流を全職員で行う。）

3 重大事態への対処

(1)重大事態

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校（年間30日）を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（いじめ防止対策推進法：第28条）

三 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

(2)対処

①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

②市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

(初期組織A) 校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事

(組織B) 上記に加え・教務主任・当該学年主任・当該担任・教育相談担当教諭・養護教諭

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

4 学校評価における留意事項

学校いじめ防止基本方針に基づく取り組み状況を積極的に評価改善するために、次の2点を学校評価の評価項目に位置付ける。

○いじめの早期発見に関する取組に関すること。

○いじめの再発を防止するための取組に関すること。

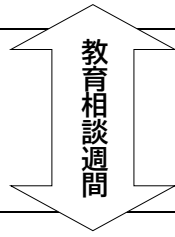
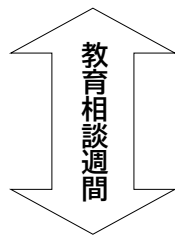
- ・学校は、ホームページへの掲載そのほかの方法によって、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。
- ・学校は、学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

5 資料の保管

- ・アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

令和6年度 学校いじめ未然防止 年間計画

学期	月	活 動 内 容
一 学 期	4月	◆職員会 ※生徒指導交流－配慮が必要な生徒の交流（引き継ぎ） ◇生徒会－対面式 ◇参観日－授業公開、PTA総会、学年PTA ※学校いじめ防止対策基本方針の保護者への説明 ◇相談室だより配付－教育相談室の利用方法・SC訪問日のお知らせ
	5月	◆職員研修－いじめ・不登校生徒への対応に関わって ◇生徒会－生徒総会 ◇Q-U検査
	6月	◇心の健康調査（生徒アンケート） ◇教育相談週間（昼休み・放課後） ◇生徒会－生徒集会 ◇参観日－授業公開、学年PTA ◇SOSの出し方教育（生徒対象：SC講師） ◆いじめ未然防止対策委員会
	7月	◇生徒会－生徒集会 ◇情報モラル研修会（生徒対象：生徒指導主事）
夏 休 み		◇三者懇談（1学期の様子交流・夏休みの生活・情報モラル） ◆職員研修－学級経営・Q-U研修会
二 学 期	9月	◇生徒会－生徒集会
	10月	◇生徒会－生徒総会
	11月	◇心の健康調査（生徒アンケート） ◇教育相談週間（昼休み・放課後） ◇Q-U検査
	12月	◇参観日－授業公開、学年PTA ◇三者懇談（2学期の様子交流・冬休みの生活） ◇人権週間（ひびきあいの日） ◆いじめ未然防止対策委員会
三 学 期	1月	◇参観日－授業公開、学年PTA ◇生徒会－生徒集会
	2月	◇生徒会－伝統を引き継ぐ会 ◆いじめ未然防止対策委員会
	3月	◇小中引き継ぎ会 ※新1年生の生徒指導交流（不登校・いじめに関わって）



★週1回 いじめ及び不登校に関わる生徒指導交流を全職員で行う。